

審議会等の会議結果報告

1 会議名	第6回津市廃棄物減量等推進審議会
2 開催日時	令和6年1月17日(水) 午後1時30分から午後2時35分まで
3 開催場所	津市役所本庁舎8階 大会議室A
4 出席した者の氏名	(津市廃棄物減量等推進審議会委員) 酒井 俊典、岸本 丞弘、島田 美麻、原田 日出夫、 水谷 博和、吉澤 昭子(途中参加)、吉山 博子 (事務局) 環境部長 辻岡 賢二 環境施設担当理事 格嶋 淳夫 環境部次長 岡 則幸 環境部環境政策担当参事(兼)環境政策課長・ 環境学習センター長 西川 直希 環境部ごみ焼却・し尿処理施設担当参事(兼)環境施設 課ごみ焼却・し尿処理施設担当副参事・西部クリーン センター所長・クリーンセンターおおたか所長・安 芸・津衛生センター所長・総務部設計審査担当参事 石黒 司一 環境事業課長 小橋 毅 環境施設課長(兼)リサイクルセンター所長・一般廃棄 物最終処分場所長 今井 一則 環境施設課建設担当副参事 前納 秀光 環境政策課資源循環推進担当主幹 蟻戸 孝明 環境政策課主査 村上 大基 環境政策課主事 矢田 聖七
5 内容	1 津市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて 2 ごみ分別の見直しについて 3 津市ごみ出しサポート収集事業について 4 その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0
8 担当	環境政策課資源循環推進担当 電話番号 059-229-3141 E-mail 229-3139@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 下記のとおり

- (事務局)
村上主査
- お待たせしました。定刻となりましたので、ただ今より第6回津市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。
- 委員の皆様には大変お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。
- 議事に入るまでの間、進行役をさせていただきます環境政策課の村上と申します。よろしく申し上げます。
- なお、本日委員の片野宣之様、吉田勝利様、南有哲様、吉村海登様におかれましては、御欠席との御報告をいただいております。
- それでは、会議の開催にあたりまして、環境部長から一言御挨拶を申し上げます。
- (事務局)
辻岡部長
- 皆さんこんにちは。環境部長の辻岡です。どうぞよろしくお願い致します。
- 本日は大変お忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございます。
- 委員の皆様におかれましては、平素から環境行政の推進に格別の御協力を賜っておりますこと、重ねて御礼申し上げます。
- 2024年は年明け早々、石川県能登半島で最大震度7を観測する巨大地震が発生し、北陸地方に大きな災害をもたらしております。現在も帰る家を失くして、避難所での生活を余儀なくされている被災者の方々も数多く見えると思います。お亡くなりになられた方々に心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された地域の皆様にも心よりお見舞い申し上げます。
- さて、本審議会につきましては、令和3年1月12日に第1回目を開催させていただき、それ以降本日を入れて全部で6回目です。
- 皆様にはたくさんの御意見を頂戴いたしまして本当にありがとうございます。本日はその最終報告をさせていただきたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願い致します。
- (事務局)
村上主査
- それでは、議題に入ります前に、委員の方が交代になっておりますので、その紹介をさせていただきます。
- 前委員の平見元通様の後任として、三重県津地域防災総合事務

所環境室長の水谷博和様。

水谷委員

水谷と申します。どうぞよろしく申し上げます。

(事務局)
村上主査

本日欠席となっておりますが、野口淳一郎様の後任として、環境省中部地方環境事務所資源循環課長の吉田勝利様。

大向拓海様の後任として、三重大学環境 ISO 学生委員会委員長の吉村海登様に新たに委員になっていただきました。

それでは最初に本日の予定でございますが、本会議につきましては、概ね1時間から1時間半程度を予定しております。

また、本審議会は、本日の第6回会議の終了をもちまして、諮問に係る審議が終了となります。よって、「津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例」第27条第3項に基づき、委員の皆様におかれましては本日の会議の終了をもちまして委員の任を解かせていただくかたちになります。

これまで御審議いただき、そしてたくさんの御意見をいただきありがとうございました。

本審議会につきましては、平成30年3月に策定した現行の津市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しを行うことを目的に設立し、第1回審議会を令和3年1月12日に開催させていただきました。

前回、令和4年7月の第5回審議会では、計画の中間見直しについてこちらから案を提示させていただき、その案について委員の皆様から御意見をいただき、それを基に修正をさせていただきました。その修正をしたものが昨年、令和5年11月に完成となり、本日はその最終報告及び中間見直しに係る本市の施策について、御説明させていただきたいと思っております。

その説明資料を机の上に配布させていただいておりますので、会議を始める前に、資料の確認をしたいと思います。

まず、1番上にある事項書。

続きまして資料1として「廃棄物減量等推進審議会委員名簿」。

資料2として、ホチキス止めの「津市一般廃棄物処理基本計画中間見直し」。

資料3として1枚紙の「ごみ分別の見直し」の関係。パワーポイントでカラーで刷らせてもらっています。

資料4としまして、ホチキス止めの「津市ごみ出しサポート収集事業」の関係の資料をお配りさせてもらっています。

資料2の別紙として、別紙1、2がございます。

資料の方足りてますでしょうか。大丈夫ですかね。

それではここで、会議の成立について御報告申し上げます。

本日の審議会は、委員12名中6名の御出席を頂いており、半数を以上の御出席をいただいておりますので、「津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例」第29条第2項の規定により会議が成立しておりますので御報告いたします。

また、本日の審議会におきましては、「津市情報公開条例第23条」の規定に基づき公開審議となりますので、御了解頂きますようお願いいたします。

審議内容につきましては、津市のホームページ上で公開させていただきますので併せてよろしくお願いいたします。

それでは、「津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例」第29条により、会長が議長を務めていただくことになっておりますので、ここからは、酒井会長に進行をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

酒井議長

皆さんこんにちは。新年の大変お忙しいこの時期にお集まりいただき本当にありがとうございます。

先ほど部長さんからもお話ありましたけど、新年早々から大変な災害、翌日の事故と大変でして、まだ能登に関しては捜索が続いているような状態です。本当に心からお見舞い申し上げたいと思います。

県内も可能性はありますので、そのときに災害廃棄物がたくさん出てくるかもしれないということも、考えていかなければならないという気がします。

先ほどお話ありましたように第6回ということで、本日が最終ということですので、これが最終決定になりますので、大きな修正等は多分もうできないと思います。委員さん方から御意見等いただいて、反映できる部分は反映するようなかたちになると思いますけど、いろいろと忌憚のない御意見いただければと思いますのでぜひよろしくお願い致します。

座って進めさせていただきたいと思います。

事項書に沿いまして順次進めさせていただきます。

まず、一番目ですけども、津市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについてということでお願いいたします。

すいません、その前に議事録の署名があるのでですね。

本日の会議の議事録の署名を、水谷博和委員と島田美麻委員の

方をお願いしたいと思っておりますけれども、御二人よろしいでしょうか。それではよろしく申し上げます。

すいませんでした。それでは御説明申し上げます。

(事務局)
蟻戸主幹

すいません、事務局の環境政策課の蟻戸と申します。どうぞよろしく申し上げます。

それでは津市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて説明の方をさせていただきたいと思っております。

まず資料2の「津市一般廃棄物処理基本計画中間見直し」の1ページ目を御覧ください。

計画の位置付けとしまして、本市は、廃棄物の処理及び清掃等に関する法律及び津市廃棄物の減量及び処理等に関する条例の規定に基づき、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、一般廃棄物の適正な処理を行うため、本市の区域内の一般廃棄物の適正な処理に係る長期的視点に立った基本的な方針を明確にすることを目的として、平成30年3月に一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

この基本計画は、平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間とし、令和4年度を中間目標年度として基本計画に係る進捗状況の評価及び見直しを行うこととしました。

このことから、本市では令和4年度に、津市廃棄物減量等推進審議会における意見及び津市における令和3年度までのごみの排出量を踏まえ、基本計画の進捗状況の評価するとともに、目標値、本市におけるごみの処理方法等の見直しについて検討を行いました。

また、令和5年度からは、令和6年度の事業開始に向けて、金属及び燃やせないごみの収集方法の見直しや津市ごみ出しサポート収集事業について検討を進めていることから、当該施策の内容等も踏まえて見直しの方を行っております。

資料2の21ページの方を御覧ください。そちらの7のごみ処理の課題整理というところを見直しました。対比表については、別紙1、「一般廃棄物処理基本計画中間見直し」別冊資料がそれになっております。

見直した数値の方を説明させていただきたいので、もう一度別紙2、「令和3年度までのごみ総排出量等の実績を踏まえた目標値の見直し」を御覧ください。

まず、一般廃棄物の排出量に係る目標値から説明の方をさせて

いただきたいと思います。

家庭系ごみは、令和元年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、巣ごもり需要の増加、ごみの減量と分別徹底の啓発に係る出前講座の開催不足等を理由として減量化が計画どおりに進まず、令和2年度には過去最高の排出量となりましたが、事業活動の停滞に伴う事業系ごみの排出量が大幅に減少したため、本市内のごみ総排出量としては中間目標年度における当初の目標値を下回る結果となりました。

令和4年度以降は、マスクの着用や行動制限などの新型コロナウイルス感染症対策が緩和されたことから、家庭系ごみの排出量について、巣ごもりによる一時多量ごみの排出量は今後減少していくと考えられますが、一方で、新しい生活様式の定着や企業のテレワークの推進といった要因により、最終目標年度における当初の目標値を上回ると考えられるため、中間目標年度及び最終目標年度の目標値の見直しを行いました。

事業系ごみの排出量については、経済活動の回復に伴い、年々増加していくと考えられますが、民間の古紙業者への使用済みのコピー用紙やダンボールなどの持ち込み、市民に対する生ごみの水切り等の啓発を推進することで、最終目標年度における当初の目標値を目指します。

次に下段の資源化量及びリサイクル率に係る目標値です。

資源化量及びリサイクル率については、新型コロナウイルス感染症の影響による資源化及びリサイクルの普及啓発に係る出前講座等の開催不足、スーパーマーケット等における資源物の店舗回収量の増加、自治会や子ども会等における集団回収量の減少等によって、中間目標年度における当初の目標値を大きく下回る結果となりましたが、今後は各施策の強化を行うことで、資源化量及びリサイクル率の向上を目指すこととします。

中間目標年度及び最終目標年度の目標値の見直しを行いました。

続いて一般廃棄物収集運搬に係る許可・更新の説明をさせていただきます。

資料2の26ページ、12の分別・収集計画を御覧ください。

一般廃棄物の処理については、本市直営、本市委託及び一般廃棄物収集運搬許可業者において、適正な収集・運搬を行っております。委託業者及び許可業者に対しては、今後も、適正な収集・運搬が行われるよう指導するとともに、ごみの分別区分や排出量

に応じ、安定した収集・運搬が行われる体制を確保するため、一般廃棄物収集運搬許可業者数は、今後の社会経済状況の変動や市内のごみ排出量の推移を見極めた上で、必要に応じて検討することとし、一般廃棄物収集運搬業許可の新規許可に当たっては、ごみの排出量に応じて慎重に判断することとします。

また、現在、本市の一般廃棄物の排出量は減少傾向であり、今後も減少していくことが想定されることから、許可の更新時において、過去2年間に一般廃棄物収集運搬の実績がない場合は、許可更新を認めないなど厳正に取り扱うこととします。

中間見直しについては以上でございます。

酒井議長

ということで御説明いただきましたけど、今の御説明2点で、ごみの目標値と収集の件でしたけど、何か御意見あるようでしたらお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

これをベースに今後令和9年に向けていろいろと市として施策を進めていっていただいとということですね。

こういうかたちで、今我々が意見させていただいたものが反映されて、今後削減含めて取り組みをしていただけるということになるそうですので、よろしいですか。どうもありがとうございました。

続きまして2番目ですけども、ごみ分別の見直しについてということで、お願いいたします。

これ2、3一緒にするのですか。3番目のごみ出しサポート収集事業についても一緒に御説明いただけるとということによろしいですか。それではお願いします。

(事務局)
蟻戸主幹

すいません、座って失礼します。

それでは「ごみ分別の見直し」および「津市ごみ出しサポート収集事業」について併せて説明の方をさせていただきたいと思えます。

まず、資料2の2ページの2収集・運搬を御覧いただきたいと思えます。

金属・燃やせないごみを同日に収集する際は、月2回収集する予定となっています。審議員の皆様から御意見をいただいて、新たに令和6年5月1日から本市内全域において金属と燃やせないごみを同日に収集することとしました。

続きまして資料3のパワーポイントを御覧ください。

同日収集にすることにより、同じ袋で排出することが可能となり、現在金属は月2回、燃やせないごみは月1回収集しておりますが、燃やせないごみの収集が月2回に増えることによって、利便性の向上が見込めます。

ごみ分別ガイドブックにつきましては、従前のように印刷して各戸配布する方式からですね、ホームページ等からのダウンロードやQRコードから印刷可能とするなどして、各自で取得してもらう方式とさせていただきます。

続きまして津市ごみ出しサポート収集事業について説明の方をさせていただきます。

資料2の26ページ、12の分別・収集計画を見ていただいて、対比表は別紙1の11ページが対象となっております。

本市におきまして、今後高齢化が進み、ごみ一時集積所までごみを排出することが困難な高齢者が増えることが予想される中、日常ごみの戸別収集のごみ出し支援を検討の方をしてきましたが、日常ごみのごみ出しが困難な世帯に対する支援として、令和6年4月1日から本市内全域において戸別にごみ収集をする「津市ごみ出しサポート収集事業」の方を開始します。

資料4を御覧ください。そのまず1ページ目ですね、家庭ごみのごみ出しについてアンケートを実施したところ、日常のごみ出しが困難な高齢者等に対して、ごみの戸別収集サービスが必要かとの質問に8割以上の方が戸別収集サービスは必要との回答があつてですね、市が直接戸別収集を行うことにより課題を解消するため、令和6年4月から津市ごみ出しサポート収集事業を実施することとしました。

続いて2ページ目を御覧ください。

津市ごみ出しサポート収集事業の対象世帯の要件ですが、まず要件①としまして、市内居住でホームヘルパーを利用していることが条件となっております。

要件②として、介護保険法の要介護認定3級から5級までの認定を受けている人または、身体障害者福祉法に規定する肢体不自由1級または2級、視覚障害1級または2級の人で、単身者または要件②の対象者のみの世帯が対象となります。

続きまして3ページ目を御覧ください。

戸別収集までの流れの方ですけど、利用者はですね自宅の敷地内に専用の蓋付き容器を2個、燃やせるごみと燃やせるごみ以外用の2つを用意していただきまして、ごみは収集日までに、ホー

ムヘルパー等が都合の良い時間に容器へ入れていただいて、燃やせるごみ以外のごみはそれぞれの分割区分に従って分別して、容器の方へ入れていただきたいと思います。

ごみの収集日については、燃やせるごみは週1回、燃やせるごみ以外は月1回、直営で決まった曜日に各世帯をまわって収集の方をさせていただきます。

4ページ目は申請の手続きの方の説明になりまして、今現在受付の方を行っております。

以上でございます。

酒井議長

どうもありがとうございました。

ということで、今2番、3番のゴミの分別見直しとごみ出しサポート収集事業ということで御説明いただきましたけど、御意見等あるようでしたらお願いします。いかがでしょうか。

(事務局)
西川参事

すいません、補足で説明をさせていただきます。

まず、ごみ分別の見直しについてでございますが、この資料2の一般廃棄物処理基本計画中間見直しにおきましては、令和4年度までの目標の部分でございますので、今蟻戸が説明したようにここの2ページの収集運搬のごみ処理についての(2)の収集運搬の中では、今後金属、燃やせないごみを同日に収集する際には月2回収集する予定ですということで、この部分に関しては未来形で書かれています。これは令和4年度までの目標の計画でございますので、そういうかたちで書かせていただいておりますが、今回2のごみ分別の見直しについてということで、既に皆様から御意見をいただいた通り、現在燃やせないごみが月1回、金属が月2回を、金属・不燃ごみを月2回ということに合わせるということが、今のごみ分別の見直しについてということですので、令和6年の5月1日からこれを始めさせていただくということです。

3の津市ごみ出しサポート収集事業についてということも、同様に、処理基本計画の中では蟻戸が言いましたように、26ページの分別収集計画の中で、別添対比表の通りというのがこの別紙1になります。これが別添対比表になりまして、これの11ページにオの大型ごみの収集に関する検討というのが従前の書き方だったのですが、それをごみ出しが困難な世帯に対するごみ収集の検討というかたちで書かせていただいております。

その中身が「本市においても、今後高齢化が進み、ごみ一時集積所まで大型ごみを排出することが困難な高齢者が増えることが予想される中、日常ごみの戸別収集や大型ごみのごみ出し支援について検討していきます。」と書かれており、これが今回の中間見直しの皆様から御意見をいただいた内容だったのですが、これも令和6年、今年4月1日から先ほどの内容の通り、津市ごみ出しサポート収集事業を実施させていただくことから、特出しでこの3番というかたちで項目別であげさせていただいております。

以上で補足の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

酒井議長

ということで、4年度までの内容を5年度入った時点で、次年度から実際にこれを進めるよという話がこの2つ、実施していただけるということで、この2点について特に御説明いただいたということで、本来はこの対比表の中で今後の見直し内容というのが先ほどあった話と含めて、9年までに進めていくという内容だということで理解すればいいということですね。

ということで、この件も含めて、御意見あるようでしたらお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

原田委員

2ページにごみの分別の13品目が書いてありますが、この13品目というのは、他の市町村の収集分別とはどういう関係がありますか。一緒ですか。

(事務局)
西川参事

これは津市独自の分別区分になっておりまして、一緒の市もあるかもわかりませんが、独自のものとございます。

原田委員

わかりました。ただ、収集している業者としては、分別をきちんとしてくれていれば何も文句はないが、ごちゃ混ぜになっていることが多い。他の市町村から聞いたところによると、よその方がもっと厳しい。津市は甘いと他から変わってきた人からも聞く。苦情も出ないので、何でもいいということが通っていく感じがする。

ただ地域によって違いもある。きちんとして自治会にしてもらっているところもあるし、まったくしとらんところもある。分別が守ればCO2の問題も関係するけどそこらへんがどのように

広報活動するののかということを知りたいということと、自治会で分別をちゃんとしてくれる人には市の方で補助をしてもらえるとかそういう考えはありませんか。

(事務局)
西川参事

分別に関しましてはいろいろ広報媒体、例えばホームページであるとかケーブルテレビであるとか広報津であるとか、環境だよりというのも年に4回発行しているのですが、その都度その都度分別のお願いということで啓発をさせていただいたり、自治会等に出向いて出前講座ということでごみダイエット塾等をさせていただいて出来る限り丁寧に分別していただけるように啓発はさせていただいたりしているのですが、なかなか浸透していないという御意見も言われるようにありますので、今後もいろいろな媒体等を使ってわかりやすい分別に啓発はしていきたいと思っております。

分別をしていただける方の報奨金という部分では、ごみっていうのは地域の方も含めて行政だけではなく、行政、地域、事業者それぞれの役目がございますので、地域の方の分別がうまくいったという部分の中で、なかなかその部分で報奨金を出すというのは難しいのではないかと思っております。

原田委員

わかりました。私がそれを言うのは、私らの自治会で朝から私らの車が来るのを待ってですね、終わったらまた掃除して帰られる方が順番で決まっているところが多い。そういうことをしていくと大したお金は要りませんが、応援的なことで私ら自治会としてはその一人に出しとるわけですね。そういうシステムになっているところはきちっとしているけども、なってないところはぐちゃぐちゃということと、それから場所が違う人ももってくる。そういう人が全く違う日の物を、おむつの塊とかをほって置いて、そこをカラスが突っついてぐちゃぐちゃにするわけですね。

私のほるところでひとつ問題になったのは、県道は本当はあかんわけですね。県道のところにごみの置き場を作ってはいけません。県は許してくれないという話ですね。それでもどこもないと県の方でも黙認して、網くらいでしたら認めてもらっているけども、そこをカラスが突っついて、私が朝行ったらぐちゃぐちゃになっとる。こんなことしとったらもう県に止められてしまうよと。止められる前に、何とかせなあかんちゅうことでそのカラ

スの掃除をして、また違う袋に入れたりしますが、そこらへんが自治会でちゃんとそういう人がおればもっと分別もいくし、私ら運搬業者として、思ったことを言うとするわけでございますので、そこらへんがもっと私の方から厳しくしろと言うと、非難もあるかもわかりませんが、綺麗なところとあかんところがあったら、あかんところを直すということをせんと根本的にならんやないかという意見でございます。以上です。

酒井議長

ありがとうございます。そういう意見今まで言ってきて、いかに市民の皆さんに周知してきっちり守っていただくかというのがすごく大事なことだと思いますし、市さんとしても今までいろいろしていただいているので、さらにそのへん周知して皆さんの意識が向上する方にぜひとも進めていただければなという御意見だと思いますので、ぜひよろしくお願いいいたします。

他いかがですか。

島田委員

ありがとうございます。津市ごみ出しサポート収集事業の方本当にここまで作り上げていただいてありがとうございます。

一日ごみ捨てに困ってらっしゃる方を担当するケアマネージャーとして、ケアマネ協会津支部としても本当に皆喜んでいますが、始めたときにきつと取り扱いについてたくさん質問が来るだろうと思うので、その部分で2点ありますのでお伝えしたいと思うのですが、一点は岸本さん本当に多分自治会って当番を決めたりいろんなことで掃除をしたりしている地域ってあると思うのですが、この当番とかがこの事業をしたらごみ捨てのところに行かないので、当番を外してもらえるのかって実際の人たちが言うような気がします。

地域によってはごみ捨て当番っていうのを、ある地域のこれを利用する方は何か伝えればごみ捨て当番からも免除していただけるのかっていうようなことが、使う方から出ることが想定されますので一点。というのがごみ捨て当番っていうのはちょっと時々問題が出るのでそれ一点と、もう一つはこの取り扱いのところの最終ページ「申請に必要な書類」っていうところで介護保険者証っていうのはとてもわかりやすいので、要介護3から5とか障害の認定を受けたらっていうのはわかりやすいですが、このホームヘルパーの利用が分かる書類っていうのは、利用契約書の写し、障害福祉サービス受給者証の写しっていうことで、ヘルパー

の事業所と契約していますよっていう写しがあればいいということですかね。何を言いたいかっていうと、介護3、5がいったん出るけど、後から介護も元気になって1になったよっていうような人も、いったん申請が通ったらもうこれずっと使えますかっていう質問と、それからヘルパーさんも一時使っていた、例えば大腿骨の骨折をして入院中に介護の認定を受けて介護3が出ました。でもその後骨折が治ったら介護1に軽減されましたよっていうときに、いったん介護3でヘルパーを使っているこのサービスを使える方は、介護1になって自分でごみ出しをできるようになったときに、あの人できるのにと、また近所から言われたりするようなことがあったときに、これはでもいったん認定を受けたからいいですよっていうようなことって、きっとこのあと取り扱いの中でとてもたくさん意見が出てくるような気がしましたので、それを伝えさせていただきたいのと、もう一つ津市の高齢福祉サービスでは、ヘルパーの利用が分かる書類っていうようなことでサービス利用票っていうのを必ずケアマネージャーが使っていて、それを申請時に出す。そうすると何曜日にきちっとヘルパー使っているというのがわかるので、契約書にしろ、こういう書類にしろ、ずっといいのか、いったん申請して許可されればいいのかっていうのと、当番のこと思いましたのでお伝えさせていただきました。

酒井議長

ありがとうございました。あの、当番に関していかがですか。

岸本副会長

まず、集積所の場所の件ですが、今のところは別に問題なくいっていますけど、これだんだん高齢化していきますと、集積所って決まっているので、そこまで持っていくのが大変やというのがあって、今のところその問題は出ていないですが、将来的には組単位で解決していかなければいけない問題じゃないかなと、今のところは全然スムーズにいっていますけどね。

集積所の数を増やすとかそういう話もありましたが、これはそう簡単にはいかないようですし、ただ場所が決まっているから家からそこまで持っていくのはどうしようもないとかね。そういう問題は将来出てくると思うのですが、今のところ出てきてないです。だけどこれ各組単位でそういう状況になったときにはどうしても素通りするわけにはいかない、取り組まなければいけない問題だと思っていますけれど、今のところはスムーズにいつてる感

酒井議長

じです。

市さんの方から今のごみ出しの話も含めてと認定の件について御回答いただければと思います。

(事務局)
西川参事

まず、掃除当番がどうなるかということです。すいません今、うちがこのごみ出しサポート収集事業の該当者という方に関しましてはですね、そもそも本人が集積所にごみを捨てに行けない人が対象になっておまして、ですので例えば要介護3から5でまず単身である、それから単身じゃなくてもですね、ヘルパーを使ってなかったら自分で生活できているということでございますので、ヘルパーをつけるというのがまず要件になっておまして、そういった部分に関しては、集積所へ毎日のごみを捨てに行くことができない方というふうな解釈で今進めておりますので、なかなかその方がですね現状、掃除ができるのかってなるとそもそもその掃除は難しいのではないかというのが最初の発想でございますので、いろいろ自治会によってはやり方違うところございますので、そういった部分の順番で組の方が替わってやるであるとか、そういったことがあるのかとは思いますが、一応そのごみに関しては難しい方っていうことが大前提でございますので、ちょっとそういう部分でございます。

それから二つ目の要介護3が要介護1になった場合っていう部分に関してはですね、認定をまずうちの方が出すんですが、その後変更申請をいただくということで、1になった場合ですね、もう一回取りやめというか認定の取り消しこういうかたちになります。ですが、うちの方からそのまま1になったとかっていうのがなかなかわかりませんのでですね、申請者ご本人さんからの申請変更というかたちで申請いただいて認定を取り消す、そういうような順序になるかと思います。

それとすいません、もう一回三つ目の質問は。

島田委員

4番の書類のことですかね。ヘルパーの利用がわかる書類っていうのの中で、ヘルパー事業所との契約書の写しを出すということですよ。

(事務局)
西川参事

それとヘルパーの利用がわかる書類、これだけでなくヘルパーを利用しているということが分かればですね、その辺は臨機応変に対応はさせていただきますので、ヘルパーを利用されて

いるという部分の証拠書類というんですかね、わかるような書類をつけていただいたらそれでいいかと思います。

島田委員 今言っていたヘルパーの利用がわかる書類って書いていただいた方が、契約書となるとそのヘルパー事業所と本人が結んだ書類っていうことになってくるので、そこをもうちょっと変えていただけると有難いです。

(事務局) 辻岡部長 今利用票というのを教えていただきましたので、確かに契約書とかでしたら失くしてしまう方が居るのですよね。だからその、利用票って言うのですか。

島田委員 そうです。サービス利用票っていうのが必ず御利用されている利用者様も持っておりますし、ケアマネージャーが作っておりますもので、必ずそこに週何回、何時にどこのヘルパーが入っているっていうのが一目瞭然の書類になりますので、それを出していただいた方がわかりやすいかなっていうのと、高齢福祉サービスの配食サービスのときも、必ず高齢福祉課さんに申請のときにごうやって使っています、ヘルパーが入っていますとか、介護サービス一覧がわかるようになっているので、そういうのを活用していただいた方が。

今言っていたように、例えば平成20年にヘルパー契約をしていると、平成20年の契約が今残っているかどうか怪しくなってくるので、その方が直近のことがわかると思います。毎月発行するものですので。

詳しくは介護保険課さんに聞いていただいたらと思います。

(事務局) 西川参事 酒井議長 ありがとうございます。

貴重な御意見ありがとうございます。
市さんもそのあたり反映さしていただければと思いますので
よろしくお願いします。

原田委員 津市ごみ出しサポート収集事業について、何か所くらいありますか、集める箇所は。津市全体で。

(事務局) 津市全体で、これ戸別収集になりますので、ご自宅にお伺い

西川参事 たしまして、集めてくるということになりますので、申請者数、例えば申請者数が50であれば、50の自宅に集めに行く。そういうなかたちになりますので、申請者数が箇所数になる。そういうふうなことでございます。

原田委員 どれくらいを予想されていますか。

(事務局)
西川参事 今、机上ではですね100くらいは予想しているのですが、なかなか100いくのは難しいのかなと、今もう募集かけておりますが、なかなか100は今のこの要件のままだとなかなか難しいのかなと思います。

原田委員 そういう介護者の方は、個別にしたら助かるので増えてくると違えますか。私らのところでも、こういう介護と違う人でも、その集積所まで持っていくのが難儀やと。高齢化してきて、こういうサポートはしてもらわんでもええんやけども、体がそこまでのかん人がたくさんいるので、そういう人たちが申請を出したら増えてくるのでは。

(事務局)
西川参事 要件に当てはまれば、ぜひ御利用していただきたいと思っております。例えばこれが一番、要件の介護認定3でヘルパーを使っておられる方とか結構みえるのですが、やはり家族の方がおみえになるとかすると、家族の方がごみを集積所まで持っていただけるので、そういう方は対象から外れますので、ある意味単身であるとか、どうしても誰も持っていけないであるとかそういった部分の要件がなかなか難しいというふうには今思っております。

原田委員 わかりました。

酒井議長 ありがとうございます。他いかがですか。

岸本副会長 市に対してちょっと質問ですけど、別件で金沢の方へ自治会として出張したことがあるんですけど、ごみを分別するのは非常にいいことですが、分別をすること自体が、燃焼温度をもっと上げれば、例えば10種類分別していたのが、3分の2くらいになるとか、そういうことを聞いたことがあるのですけれど、燃焼温度

を上げるということはこれ大変なことだと思いますので、特に脱炭素の問題とかいろいろ絡んでくるとと思いますが、市としての将来案としてはどうですかね、

特にごみを焼却する場所というのはかなり離れているじゃないですか。金沢の方はたしか街の真ん中に建っていたような気がするのですが、記憶違いかもわかりませんが。

燃焼温度を上げればそれほど分別する必要はないですよという話をちょっと聞いたことがあるので、もしそれに取組もうとしたらバーナーとか全部変えないといけないので大変なことだと思うのですが、その辺、将来こうしたいという案があれば、ちょっと教えていただきたいのですがいかがですか。

結局分別して出す回数を減らすのが目的だという話も聞いたのですが。

(事務局)
石黒参事

すいません、そちらの御意見ですが、燃焼温度ということですが、たぶんちょっと存じ上げないのですが、その金沢市さんがどのような焼却施設かにもよると思います。

私も津市というところはですね、ストーカ炉っていう炉がありますけど、その方式でして、だいたい燃焼温度が800℃～900℃くらいで運転をさせていただいています。ただその金沢市さんがどういうふうな方式かっていうのはわかりませんが、たぶん熔融炉ではないかと思うのですが、そうですと1300℃から1400℃くらいの温度を保って燃焼しておりますので、そういうふうな方式っていうのはもうなんでもこう分別せずに、なんでも燃やしてよっていうふうな、ようは分別もせずに、なんでも炉へ放り込めば焼けていくよっていうふうなそういう方式を取り入れてみえると思います。

津市としましてね、今後焼却施設も更新していくことも考えていく必要がございますので、そのときにどういう方式が一番いいのかとかですね、そういうようなことは今後検討していく必要があると思います。

岸本副会長

金沢と申し上げたのは記憶違いかも知れませんが、とにかく北陸の方へ行ったときにそういうのを2、3か所見た覚えがあります。もう数年前ですけどね。

燃焼温度さえ上げればという話がちょっと頭に残っていたもので。津市として将来そういうことが考えておられるのかどうか

を伺っただけなので。上げるとなると大変な工事量になるし予算も大変だろうし。将来計画があるのであればちょっと教えていただきたいなと思ったのですけど。

(事務局)
石黒参事 まず今の炉では燃焼温度をこれ以上上げることはできない。設備的にできない。

岸本副会長 そうですね。ありがとうございました。

酒井議長 ありがとうございました。
あのお話なんかはこれまでの中でも出てて、基本的に津市さんは資源として利用していこうという方針があるのですよね。だからごみじゃなくて資源として利用するという意味で、この分別しながら市民の人の意識を高めて、回転させていこうっていう中でこういう分別、前もなんかもっと一緒に燃やしたらいいんじゃないって最初の頃出てたような気がするんですけど、そういう話だったように思うんですけどそれでよろしいんですよね。

(事務局)
辻岡部長 そうですね。津市の方は、自治体によってはもっと細かく、60何品目まで分けている自治体もございます。津市はですね今後その今まで燃やしていたプラスチックも、リサイクルに持っていこうとしているところで、今言われた熔融炉なんかは、今四日市さんが熔融炉形式を採ってしまして、そこにはもう本当に分別が少なく燃やしとる市町もございます。ですが津市の方はもっとリサイクルしていこうと、資源化していこうというのが狙いでして、そちらの方に舵を切っているというようなかたちです。

岸本副会長 今の話の続きですけど、元日本鋼管の跡地、造船所の、あそこでプラスチックを全部集めて、ペレットっていうようなかたちにして出しているっていう話は聞いたのですけど、それもその一環ですか。

(事務局)
辻岡部長 そうです。
今元日本鋼管のところに、協栄J&Tという会社が、ペットボトルを集めて、ペットボトルからペットボトルにしていこうというB to B、ペットボトルからペットボトルにして、またペットボトルを作るというような会社がそこに、雲出鋼管町にできまし

て、そちらの方も津市として、そちらの方にペットボトルを持って行って、ペットボトルからペットボトルを作ろうと、今まではペットボトルがペットボトル以外の物になっていた。服になったりしていたのですが、そちらの方に協力していこうというようなかたちでやっております。

酒井議長

ありがとうございます。

次回の検討のときにはまた時代が変わっているかもしれないので、そういう話も出てくるかもしれない、次回っていうのは9年のときに、5年後ですけど。時代がどうなっているかわかりませんが、今回はそういうポリシーで津市さんのごみの対応っていうのを考えられているっていうことだということだということで進めていただければということだと思しますので、よろしいですか。

他いかがでしょうか。よろしいですか。

岸本副会長

結局あれですか。ペットボトルの蓋とペットボトルそのものをわけるというのもその一環ですか。

(事務局)
辻岡部長

そうです、その通りです。今そのペットボトル工場でも、細かく破碎して、その蓋の、キャップのこの細いところの色が違うペットボトルに付いているのですが、それもそこで破碎して、エア、風で分別したり色別分別したりしているので、うちの方がペットボトルのキャップを外してください、ラベルを剥いてくださいって言うのはその一環です。

岸本副会長

津市のリサイクルセンターの見学に行ったのですが、粉碎するまでの手作業が大変だと思いました。

酒井議長

はい。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、どうもありがとうございました。

そうしたら次4番目ですけども、その他についてということで何かございますか。

(事務局)
蟻戸主幹

事務局の方からすいません。最後にその他プラスチックのリサイクルのことでちょっと説明の方をさせていただきたいと思えます。

令和4年4月1日に施行されたプラスチックに係る資源循環

の促進等に関する法律に基づいて、その他プラスチックですね、それをリサイクルするというかたちに取り組みの方をさせていただきます。来年度からは、リサイクルできる業者に委託してですね、その他プラスチックのリサイクルというかたちで取り組みの方をしていくことになっております。

以上です。

酒井議長

はい、ありがとうございます。

という取り組みも進められるというお話です。それも含めて9年までにいろいろと施策を進められるということで、これに向けて動いていただければと思います。ぜひ、よろしく申し上げます。全体通じましていかがですか。

原田委員

会長さんがこれで最後だと言われましたので、もうこれ以上言うことはありませんが、この会議をして市当局さん並びに市民の方が、これまでの話を聞いてですね、何をしたのかと、最終的にいいことしたのかというようなことを聞かれたときに、成果というのはどのようなものになりますか。この会議の成果。ここまでごみを減量することができた。

もう一つ聞きたいのは、国が言っているカーボンニュートラルで温暖化の問題で燃やすなということを使うわけです。最終的にこれ燃やすなと言われたときに、それも我々、市当局さんも考えなあかんけど、燃やしたらあかんというときに、その他の方法も考えておかないと、燃やしてなにもかもパーになるという考え方と、温暖化の問題を併せて考えるとそれもある。二点だけちょっと最後をお願いします。

(事務局)
辻岡部長

はい、そうですね、今原田さんが言われたみたいに、国の方の法律も新プラ法っていうのができまして、プラスチックを燃やすなという方向に進んでいます。先ほど、うちのその他の項で説明させてもらったみたいに、プラスチックを、その他プラスチックですね、それを燃やさずに再利用する方向で今委託の方も再利用する業者にですね、委託の方も進めておりますので、そちらの方で燃やすなということで、燃やさない方向でうちは進めていきたいと思っています。

酒井議長

成果は。

(事務局)
西川参事

すいません、今回ですねこの廃棄物の減量等推進審議会ということで、今回は中間見直しの審議会ということでございまして、いろいろ目標値、本来的にはごみをどれだけ減量するかという部分の見直しを当初させていただいている中で、やはりコロナ渦であって家庭ごみが増えたり事業系ごみが減ったりとかですね、そういった部分でなかなかその目標値を達成できるかどうか微妙なところがありますが、令和9年ですね、最終目標に向け、今後、うちのその事業なりなんなりで推進していくっていう部分で、やっていただいた部分が成果でありますのと、それからいろいろ御意見を皆さんからいただきましてですね、まずその令和6年の5月1日からですね、このごみの分別の方法を金属2回、不燃1回だったのを、不燃も月2回集められるようなかたちで金属と不燃を一緒にした。これも成果になりますし、それから4月1日からですね、まだ始めたばかりでなかなか成果が出るかどうか分かりませんが、戸別収集についても、この審議会の中で、御意見をいただいた部分を実現させているという部分でございますので、そういうところが成果になるのかなと思っております。

酒井議長

はい、ありがとうございます。

私も委員さん方のいろいろな御意見いただいたものが、この中に反映されていると思いますし、それを実際市さんが政策として実行していただいていると思いますので、ここで終わるのではなくて、たぶんおっしゃっているのはこの先も着実に、市民の方々にごみの減量、リユース、CO₂の排出含めて、高い意識を持ってもらって次の世代に繋げるような市にしていくっていうことが、大変重要だと思いますので、ここで終わるのではなくて、市さんとしてはぜひこれをここからさらに進めていただければという御意見だと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

岸本副会長

今、会長が言われた通りだと思います。で、実際ごみの分別をしていただいているのは、カミさんなのです。我々ここで決めたってカミさんが実際分別しているので、そういったところにきちっとアナウンスできるように、取り組みを決めていただければと思っております。

ありがとうございます。

酒井議長

ということで、全体通じまして何か御意見あるようでしたら。

よろしいでしょうか。そうしましたら、本当に長い、何年になりますかね、2年ぐらいになるのですかね、2年に亘りまして6回に亘っていろいろと貴重な御意見いただきまして、反映されてこのかたちになりました。本当にありがとうございました。今日でおしまいということですので、事務局にお返しいたします。

どうも本当にありがとうございます。

(事務局)
村上主査

ありがとうございました。

本日もたくさんの御意見いただきまして、その意見を受けてです。ね、また本市の方でも取り組みの方進めてまいりたいと思います。

今日、最後ということですので、環境部次長の方から一言御礼と御挨拶をさせていただきたいと思います。

(事務局)
岡次長

環境部次長の岡と言います。

本日は大変お忙しい中長時間に亘り、最後、最後とこういう言葉でございますが、いろいろな忌憚のない御意見いただきまして本当にありがとうございました。

先ほど何年でしょうということでしたが、令和2年度から皆様に諮問させていただいてこの審議会が開催され6回という、4年間というコロナ渦の中という中で本当に開催も思うようにできなかったというところで、本当に長期間に亘って大変申し訳なかったと思っております。

先ほども成果、成果っていうことでしたけれども、本当に無事に諮問させていただきました一般廃棄物処理基本計画中間見直し、まずこちらの方が皆さんの御意見を反映させていただいて、完成することができました。

さらにごみの分別の見直し、津市のごみ出しサポート収集事業の大筋を決めさせていただいて、実施に向けて進めることができましたこと、本当に、これは本当に皆様にさまざまな御意見、また御審議を重ねていただいたことによります。本当に皆様のおかげと考えております。本当にありがとうございました。

本日をもって皆様の審議会の委員としての職は解かれるということになるのですが、今後も本市の環境行政の推進に向け、御指導御鞭撻、またお力を貸していただければと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

本当に長い間ありがとうございました。

(事務局)
村上主査

そうしましたら、以上をもちまして第6回津市廃棄物減量等推進審議会を終わらせていただきます。

ありがとうございました。お気をつけてお帰りください。